

訪問看護ステーションこもれび運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 SCLife が設置する「訪問看護ステーションこもれび」（以下、「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは、事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下、「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「看護師等」という。）によってのみ行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：訪問看護ステーションこもれび

(2) 所在地：奈良県奈良市山陵町 79-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師 1 名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護の実施に関してステーションの従業者に対し遵守すべし事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護師：常勤換算 2.5 名以上（内、1 名は常勤職員）

看護師は、主治医の指示書と居宅介護サービス計画書（以下、「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者に提供する。当該計画に基づき訪問看護を提供し、訪問看護報告書を作成する。

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：適当数配置

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は看護師の訪問の一環として行うものであり、看護師の代わりに訪問するものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。

- (2) 営業時間：午前9時～午後5時まで。但し、土曜日は午後1時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 ケアプランに基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となるものを除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 ステーションで行う訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次にあげる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供。利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて療養上の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 訪問看護計画に基づく訪問看護の実施。
- (3) 訪問看護報告書の作成。
- (4) 主治医等関係機関への情報提供。

（緊急時における対応方法）

第10条 訪問看護の実施中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変

に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（利用料等）

第11条 ステーションは、訪問看護を提供した場合、介護保険法、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険でケアプランに基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、区分支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。医療保険の場合は、加入の保険により1割、2割又は3割を徴収するものとする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置：20,000円（税込）
- (2) 医療保険適用サービスを提供する場合の交通費
 - ① 事業所より20km未満の場合：300円（税込）
 - ② 事業所より20km以上の場合：500円（税込）
- (3) 介護保険適用で次条に定める通常の事業の実施地域を超える場合の交通費
 - ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10km未満：200円（税込）
 - ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10km以上：300円（税込）

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、奈良市の一部、大和郡山市の一部、生駒市の一部、木津川市の一部、精華町の一部とする。但し、ステーションより半径10kmまでとする。

（相談・苦情対応）

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対して窓口・担当者を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管する。

（虐待防止に関する事項）

第14条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について

て従業者に周知徹底をはかる。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待と疑われる事案が発生した場合は、委員会を開催し適切に対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 ステーションは、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制を整備する。

- (1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修：年6回

2 ステーションは、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、ステーションにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 ステーションは、訪問看護に関する記録・帳簿等を整備し、保管する。記録の保管は当該利用者の契約終了から5年間とする。

附則 この規程は令和7年8月1日から施行する。